

広島県告示第七百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	指定年月日
株式会社リラックス	広島市中区寺町二番二二二号	居宅介護支援事業所りらくす東	広島市東区中山東三丁目四一九	平成二〇年八月一日
株式会社ケアハート	三原市中之町二丁目一番二二三号	居宅介護支援事業所あすなろ	三原市頼兼二丁目九番一〇号	平成二〇年八月一日
株式会社アリスジャパン	福山市港町一丁目一番一四号	居宅介護支援事業所アリス神辺	福山市神辺町川南五五二一三マルシンビル神辺一〇一号	平成二〇年八月一日
特定非営利活動法人介護福祉サービスゆうゆう	福山市新市町新市八八八番地	居宅介護支援事業所ゆうゆう永井	府中市府中町字永井一七一六	平成二〇年八月一日
社会福祉法人三篠会	広島市安佐北区白木町井原四四八七番地	居宅介護支援事業所原	廿日市市原九二六番地一	平成二〇年八月一日